

警 総 甲 達 第 2 号

平成 23 年 3 月 28 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察カラーガード隊員の委嘱に関する要綱の制定について

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとしたので、
誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察カラーガード隊員の委嘱に関する要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察カラーガード隊員の委嘱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「カラーガード隊員」とは、本部長が委嘱したカラーガード隊員をいう。

第3 委嘱の手続

1 総務課長は、カラーガード隊員を委嘱しようとするときには、次に掲げる要件を満たしている者のうちから適任者を選出し、カラーガード隊員推薦書（別記様式第1号）により本部長に推薦するものとする。

- (1) カラーガードに関する必要な知識及び技能を有すること。
- (2) 警察広報活動に対し、深い理解、協力及び熱意を有すること。
- (3) カラーガード隊員として委嘱するにふさわしい経験、人格及び行動について社会的信望を有すること。

2 カラーガード隊員の委嘱は、本部長が委嘱書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

第4 任期

1 カラーガード隊員の任期は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とする。ただし、年度の途中で委嘱された者の任期は、委嘱された日から当該年度の終了日までとする。

2 カラーガード隊員は、再委嘱することができるものとする。

第5 任務

カラーガード隊員は、警察音楽隊と共に、カラーガードを通じて県民と警察との融和を図り、警察広報活動を推進することを任務とする。

第6 解任

1 本部長は、カラーガード隊員が次のいずれかに該当することとなったときには、解任することができるものとする。この場合において、残余の期間を委嘱期間として、新たに適任者を委嘱することができるものとする。

- (1) 第3の1に定めるいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- (2) 心身の故障等により、カラーガード隊員としての職務を遂行することができなくなったとき。
- (3) その他職務の遂行に支障ある事由が生じたとき。

2 総務課長は、カラーガード隊員に1の解任事由が生じたときには、カラーガード隊員解任事由報告書（別記様式第3号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

3 本部長は、2の報告に基づき、解任が相当と認めるときには、解任通知書（別記様式第4号）により解任するものとする。

第7 秘密の保持

総務課長は、カラーガード隊員に対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及び解任された後も同様であることについて徹底するものとする。

第8 信用失墜行為の禁止

総務課長は、カラーガード隊員に対し、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないことについて徹底するものとする。

第9 報酬

本部長は、カラーガード隊員に対して報酬を支給することができるものとする。

第10 事務処理

カラーガード隊員に関する事務は、総務課において行う。

別記様式省略